



総務省

オンラインカジノ対策に関する プラットフォーム事業者の取組状況について

総務省 情報流通振興課

令和7年12月

- リーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為を違法化すること等を内容とするギャンブル等依存症対策基本法改正（9/25施行）を踏まえ、総務省では、事業者の適切な対応を促すため、9月25日に「違法情報ガイドライン」を改定し、プラットフォーム事業者等に対してガイドラインの改定を踏まえた対応を要請。
- 今回、プラットフォーム事業者 5 社（Google、LINEヤフー、Meta、TikTok、X）に対して、各社が提供するサービスにおけるオンラインカジノ対策の取組状況のヒアリングを実施。

【利用規約等に基づく違法行為への対応】

- ・ プラットフォーム事業者 5 社全てから、オンラインカジノへの誘因投稿について、「違法行為」等の禁止行為に該当するものとして取り扱っている旨回答があった。（Google、LINEヤフー、Meta、TikTok、X）
- ・ ギャンブル等依存症対策基本法違反を含め、法令に違反する疑いに関する警察庁・IHC（インターネット・ホットラインセンター）からの報告の受付・対応体制の整備・構築。（Google、LINEヤフー、Meta、TikTok、X）
- ・ 2025年3月19日にYouTube のポリシーを強化し、Googleの承認を受けていないギャンブルサイトやアプリケーションへの視聴者の誘導はいかなる方法でも許可しないこと、コミュニティガイドラインに違反していないオンラインカジノサイトやアプリの描写や宣伝を行っているコンテンツには年齢制限を設けることがあること等を明記。（Google）
- ・ オープンチャットでは投稿件数の増加等必要に応じて注意喚起のバナーを表示。（LINEヤフー）
- ・ 関連クリエイターに対する検索結果画面の上部に、違法性に関する注意喚起を独自に表示。（LINEヤフー）
- ・ ランディングページで無料プレイを訴求している場合でも、実質的にオンラインカジノに誘導する広告や投稿を禁止。（TikTok）

【ギャンブル等依存症対策基本法改正】(6/25 公布、9/25 施行)

1. 背景（警察庁調査）

- ・ オンラインカジノの利用：経験者（推計） 約336.9万人、58.8%が20代、30代の若年層
- ・ 国内における年間賭額の推計：約1兆2,423億円
- ・ 日本語で利用可能な40サイトのうち、いずれも海外のライセンスを取得 等

2. 改正ポイント

① 国内の不特定の者に対する以下の行為を禁止（第9条の2）

- ・ オンラインカジノサイト・アプリの開設運営（第1項第1号）
- ・ リーチサイトやSNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為（同項第2号）

※ 総務省は、SNS等の対象事業者への周知・説明の観点から、ギャンブル室・警察庁とともに第9条の2を共管

② オンラインカジノでギャンブルを行うことが禁止されている旨の周知徹底（第14条）

3. 見込まれる効果

- ・ オンラインカジノサイトの開設運営行為や、リーチサイト・SNS等での発信行為の減少
- ・ オンラインカジノに誘導する情報について、事業者による削除等の適切な対応の促進
- ・ インターネット・ホットラインセンターからプロバイダやサイト管理者等への削除依頼等の促進
- ・ オンラインカジノサイトのライセンスを発行した外国政府への働き掛けの後押し



総務省の対応

1. ガイドライン改定

事業者の適切な対応促進のため、「違法情報ガイドライン」を改定（9/25 改定・公表予定）

（※インターネット・ホットラインセンターのホットライン運用ガイドラインにも同様の文言を追記され、同日付で改定・公表予定）

- ・ 改正法第9条の2第1項第2号に規定する情報（オンラインカジノサイトに誘導する情報等）をインターネット上で発信する行為が違法である旨をガイドライン上で明確化。

2. 事業者に対する要請

業界団体を通じて、プラットフォーム事業者等に対し、ガイドラインの改定を踏まえた対応を要請。